

四半期報告書

(第9期第2四半期) 自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日



(E03610)

第9期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	23
1 【主要な設備の状況】	23
2 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【株価の推移】	36
3 【役員の状況】	37
第5 【経理の状況】	38
1 【中間連結財務諸表】	39
2 【その他】	96
3 【中間財務諸表】	98
4 【その他】	112
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	113

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月26日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜 垣 誠 司

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6268-7400(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役財務部長 野 村 眞

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社財務部グループリーダー 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス東京本社
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	551,321	514,510	461,335	1,114,441	979,276
うち連結信託報酬	百万円	20,485	18,837	14,467	41,380	35,414
連結経常利益	百万円	127,521	37,035	75,779	233,712	114,402
連結中間純利益	百万円	120,231	86,390	85,593	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	302,818	123,910
連結純資産額	百万円	2,441,991	2,483,000	2,143,716	2,524,656	2,178,084
連結総資産額	百万円	39,392,119	39,261,407	39,805,611	39,916,171	39,863,143
1株当たり純資産額	円	△19,392.98	△14,420.22	35.31	△13,711.01	△303.63
1株当たり中間純利益金額	円	10,550.40	7,585.43	78.87	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	23,690.06	76.27
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	6,682.94	3,916.22	36.08	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16,401.22	53.83
自己資本比率	%	5.8	6.0	5.1	6.0	5.1
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,423,995	709,476	308,285	△1,153,782	1,469,230
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	468,438	△811,080	△378,735	589,524	△1,155,104
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	419,654	△56,483	△122,236	396,337	△356,430
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	785,669	995,648	918,596	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	1,153,744	1,111,291
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	16,610 [15,291]	16,843 [15,185]	17,072 [14,985]	16,344 [15,532]	16,498 [15,701]
合算信託財産額	百万円	35,822,866	35,620,048	26,836,851	36,733,534	34,420,340

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して計算しております。
- 4 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 当社は平成21年1月4日を効力発生日として普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。

(参考)

期間比較可能性の観点より平成19年度中間連結会計期間、平成20年度中間連結会計期間および平成19年度について一株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成19年度
		(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△193.92	△144.20	△137.11
1株当たり中間純利益金額	円	105.50	75.85	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	236.90
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	66.82	39.16	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	164.01

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益	百万円	391,603	52,332	21,987	600,477	185,577
経常利益	百万円	385,052	49,512	18,405	590,287	179,348
中間純利益	百万円	388,997	58,133	25,917	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	624,674	174,105
資本金	百万円	327,201	327,201	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数	千株	普通株式 11,399	普通株式 11,399	普通株式 1,214,957	普通株式 11,399	普通株式 1,139,957
		優先株式 8,964	優先株式 8,964	優先株式 858,300	優先株式 8,964	優先株式 868,300
純資産額	百万円	1,705,100	1,943,637	1,613,847	1,940,702	1,804,588
総資産額	百万円	2,058,918	2,230,149	1,785,078	2,227,950	2,028,359
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		—	—	—	1,000	10.00
		乙種第一回優先株式	乙種第一回優先株式	—	乙種第一回優先株式	—
		—	—	—	6,360	—
		丙種第一回優先株式	丙種第一回優先株式	丙種第一回優先株式	丙種第一回優先株式	丙種第一回優先株式
		—	—	—	6,800	68.00
		戊種第一回優先株式	戊種第一回優先株式	—	戊種第一回優先株式	—
		—	—	—	14,380	—
		己種第一回優先株式	己種第一回優先株式	己種第一回優先株式	己種第一回優先株式	己種第一回優先株式
		—	—	—	18,500	185.00
第1種第一回優先株式	第1種第一回優先株式	第1種第一回優先株式	第1種第一回優先株式	第1種第一回優先株式		
—	—	—	2,564	31.90		
第2種第一回優先株式	第2種第一回優先株式	第2種第一回優先株式	第2種第一回優先株式	第2種第一回優先株式		
—	—	—	2,564	31.90		
第3種第一回優先株式	第3種第一回優先株式	第3種第一回優先株式	第3種第一回優先株式	第3種第一回優先株式		
—	—	—	2,564	31.90		
第4種優先株式	第4種優先株式	第4種優先株式	第4種優先株式	第4種優先株式		
—	—	—	99,250	992.50		
第5種優先株式	第5種優先株式	第5種優先株式	第5種優先株式	第5種優先株式		
—	—	—	54,622	918.75		
第9種優先株式	第9種優先株式	—	第9種優先株式	第9種優先株式		
—	—	—	26,769	325.50		
自己資本比率	%	82.8	87.2	90.4	87.1	89.0
従業員数	人	484	503	539	474	521

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	17,072[14,985]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員14,770人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	539 [18]
---------	----------

- (注) 1 当社の従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者です。なお、嘱託及び臨時従業員17人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当四半期連結会計期間の世界経済は、昨年秋以来の急激な落ち込みからの回復が確認されました。米国では、雇用の悪化テンポが緩み、住宅販売が底打ちしたことから、株価が回復し、消費者や企業の心理も引き続き改善しました。特に先行指数として注目される、ISM景況感指数が製造業、非製造業とも好不況の判断の分かれ目とされる50を超えたことは象徴的な出来事でした。欧州経済も、金融機関の不良債権問題はくすぶったものの、改善を示す経済指標の発表が相次ぎました。一方、中国では、大型財政政策や消費刺激策を背景に、内需を中心に景気拡大基調を維持しました。

わが国経済は、昨年秋以降、急激に落ち込んだ輸出がアジア向け中心に下げ止まり、2月を底に増産傾向が続きました。しかし、前年との比較ではなお2割低い水準に過ぎず、設備稼働率は6割程度にとどまりました。設備と雇用の過剰感が高く、輸出や国内個人消費の増加は各国の消費刺激策に下支えされている面もあり、企業は設備投資や新規雇用に慎重な姿勢を崩しませんでした。このため、有効求人倍率は統計開始以来最低の水準で推移し、失業率は7月に過去最悪となる5.7%に上昇するなど、雇用情勢は引き続き悪化しました。国内企業物価は、昨年の商品価格高騰の反動で下落が続きました。消費者物価(全国、除く生鮮食品)も、昨年の反動でエネルギー価格が下がり、食品価格の上昇が一服したため、前年比の下落幅は過去最大となりました。

金融資本市場は、企業決算が予想を上回ったこともあり、株式市場が底堅く推移しました。しかし、くすぶるドル不安や日米短期金利格差縮小も手伝い、円高が進行し、景気回復の持続性への慎重な見方が浮上しました。日経平均は1万円台にのせましたが、円の対ドルレートが、90円を割り込む円高となる中、伸び悩みました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は、1.5%に迫る上昇を示しましたが一服し、1.3%を割り込む場面も見られました。一方、短期金利は日本銀行の潤沢な流動性供給スタンスが継続する中で、低位横ばい推移となりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に「経営の健全化のための計画(以下、健全化計画)〜りそな再生のための集中再生期間における計画〜」(HOPのための計画)、平成16年11月には集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた第2のステージにおける健全化計画として、「サービス業への進化をめざして」(STEPのための計画)、平成18年11月には「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける健全化計画として「選ばれる金融サービス企業をめざして」(JUMPのための計画)を策定・公表し、「事業の選択と集中」や「業務運営の変革」に向けた様々な改革に取り組んでまいりました。

従来のりそなの改革では、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革に取り組むとともに、『りそな』の差別化戦略(「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」)に積極的に取り組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成20年11月に真のリテールバンクの確立を目指す計画として、平成24年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画を公表いたしました。『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」の姿をお示しするべく、あらゆる改革を進めております。

『りそな』の目指すリテールバンクの姿とは、個人・法人を問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築し、お客さま本位のビジネスを行う金融サービス企業であります。個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしております。また、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしております。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、個人のお客さま、中堅・中小企業のお客さまとのお取引からの「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指しております。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、地域に根付いた金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的に対応するなど地域に貢献してまいります。さらに、グループの企業価値向上のため、平成21年4月1日にりそな信託銀行と合併したりそな銀行については、商業銀行の豊富なお客さま基盤と信託銀行の高い専門性を有機的に結合させ、信頼と信認をベースとしたお客さまとのリレーションを軸に、信託機能を活用したソリューションをご提供してまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行っております。

(業績)

当四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は39兆8,056億円と前連結会計年度末比575億円の減少となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比4,602億円増加して8兆4,720億円に、その他資産が前連結会計年度末比2,981億円増加して1兆2,048億円となりましたものの、貸出金は前連結会計年度末比2,990億円減少して2兆2,101億円に、現金預け金は前連結会計年度末比1,279億円減少して1兆2,764億円となりました。

負債につきましては、借入金が前連結会計年度末比3,325億円増加して9,800億円に、コールマネー及び売渡手形が前連結会計年度末比2,645億円増加して6,013億円になりました一方、売現先勘定が前連結会計年度末比6,684億円減少して1,219億円に、預金が前連結会計年度末比4,228億円減少して31兆6,849億円となりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,533億円増加して12兆5,686億円となりました。

純資産の部につきましては、第9種優先株式の消却などにより株主資本合計が前連結会計年度末比1,301億円減少して1兆8,910億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比134億円減少して1,165億円となりました一方、その他有価証券評価差額金の増加などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比1,091億円増加して1,361億円となっております。以上の結果、純資産の部合計では前連結会計年度末比343億円減少して2兆1,437億円となっております。なお、優先株式に係る純資産を控除して計算した1株当たりの純資産は35円31銭となっております。

当中間連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。

経常収益は、前中間連結会計期間比531億円減少し4,613億円となりました。内訳をみますと、特定取引収益は前中間連結会計期間比252億円増加して272億円となりましたものの、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前中間連結会計期間比467億円減少して3,018億円に、その他業務収益が前中間連結会計期間比136億円減少して201億円となりました。

経常費用は、前中間連結会計期間比919億円減少して3,855億円となりました。内訳をみますと、外国為替売買損の計上などによりその他業務費用が前中間連結会計期間比141億円増加して263億円に、営業経費が前中間連結会計期間比42億円増加して1,943億円となりました一方、与信費用の大幅な減少などによりその他経常費用が前中間連結会計期間比781億円減少して936億円となったほか、預金金利の低下などにより資金調達費用が前中間連結会計期間比269億円減少して471億円となりました。

特別利益につきましては、前中間連結会計期間比1,014億円減少して164億円となりました。これは前中間連結会計期間に当社の子会社である株式会社りそな銀行が東京本社ビルを売却した際の売却益を計上したことなどによるものであります。また特別損失は前中間連結会計期間比22億円減少して31億円となりました。なお、法人税等調整額は、前中間連結会計期間比603億円減少して△50億円となっております。

以上の結果により、連結経常利益は前中間連結会計期間比387億円増加して757億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比7億円減少して855億円となりました。また1株当たり中間純利益は、78円87銭となっております。

当第2四半期連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。

経常収益は、前年同四半期連結会計期間比232億円減少して2,468億円となりました。内訳をみますと、その他業務収益が前年同四半期連結会計期間比70億円増加して145億円に、特定取引収益が前年同四半期連結会計期間比44億円増加して185億円となりましたものの、貸出金利回りの低下などによ

り資金運用収益が前年同四半期連結会計期間比279億円減少して1,471億円となりました。

経常費用は、前年同四半期連結会計期間比477億円減少し2,090億円となりました。内訳では、外国為替売買損の計上などによりその他業務費用が前年同四半期連結会計期間比103億円増加して187億円に、営業経費が前年同四半期連結会計期間比40億円増加し984億円となりました一方、与信費用の大幅な減少などによりその他経常費用が前年同四半期連結会計期間比492億円減少して547億円となったほか、預金金利の低下などにより資金調達費用が前年同四半期連結会計期間比136億円減少して230億円となりました。

特別利益につきましては、前年同四半期連結会計期間比69億円増加して125億円に、特別損失は前年同四半期連結会計期間比43億円減少して4億円となりました。なお、法人税等調整額は前年同四半期連結会計期間比92億円増加して161億円となりました。

以上により、連結経常利益は前年同四半期連結会計期間比244億円増加して378億円に、連結四半期純利益は前年同四半期連結会計期間比261億円増加して308億円となりました。また1株当たりの四半期純利益は28円21銭となっております。なお、当社グループの事業中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗をしめております。

当社（単体の）経営成績につきましては、傘下銀行からの受取配当金の減少などを主因として営業収益は前中間会計期間比303億円減少して219億円に、経常利益は前中間会計期間比311億円減少して184億円となりました。また税金費用を加味した後の中間純利益は、前中間会計期間比322億円減少して259億円となっております。

(平成21年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、平成21年9月30日（中間決算日）を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、9,594億円となりました。

また、当社の子会社であるりそな銀行の分配可能額（平成21年9月30日現在）は、3,017億円であります。（臨時計算書類は作成しておりません。）

① 国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,230億円、海外は23億円となり、合計（相殺消去後、以下同じ）では、1,241億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ97億円、183億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では300億円、△41億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	136,713	2,770	981	138,503
	当第2四半期連結会計期間	123,088	2,387	1,318	124,157
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	174,120	3,525	2,508	175,137
	当第2四半期連結会計期間	146,418	2,857	2,097	147,178
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	37,407	755	1,527	36,634
	当第2四半期連結会計期間	23,330	470	779	23,021
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	12,384	—	—	12,384
	当第2四半期連結会計期間	9,774	—	—	9,774
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	33,201	115	—	33,317
	当第2四半期連結会計期間	30,003	77	—	30,080
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	46,201	128	—	46,330
	当第2四半期連結会計期間	43,810	92	—	43,902
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	12,999	13	—	13,013
	当第2四半期連結会計期間	13,806	14	—	13,821
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	13,806	—	—	13,806
	当第2四半期連結会計期間	18,399	—	—	18,399
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	14,148	—	—	14,148
	当第2四半期連結会計期間	18,583	—	—	18,583
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	341	—	—	341
	当第2四半期連結会計期間	184	—	—	184
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	△952	93	2	△861
	当第2四半期連結会計期間	△4,353	187	—	△4,166
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	7,445	42	—	7,487
	当第2四半期連結会計期間	14,538	44	—	14,582
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	8,398	△51	△2	8,349
	当第2四半期連結会計期間	18,891	△142	—	18,749

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は439億円、役務取引等費用合計は138億円となり、役務取引等収支合計では300億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	46,201	128	—	46,330
	当第2四半期連結会計期間	43,810	92	—	43,902
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	7,341	40	—	7,381
	当第2四半期連結会計期間	7,443	26	—	7,470
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	9,454	88	—	9,543
	当第2四半期連結会計期間	8,965	63	—	9,028
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	5,482	—	—	5,482
	当第2四半期連結会計期間	4,936	—	—	4,936
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	7,178	—	—	7,178
	当第2四半期連結会計期間	6,357	—	—	6,357
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	3,553	—	—	3,553
	当第2四半期連結会計期間	3,306	—	—	3,306
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	901	0	—	901
	当第2四半期連結会計期間	870	0	—	870
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	3,771	—	—	3,771
	当第2四半期連結会計期間	3,452	—	—	3,452
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	12,999	13	—	13,013
	当第2四半期連結会計期間	13,806	14	—	13,821
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	2,154	—	—	2,154
	当第2四半期連結会計期間	2,060	—	—	2,060

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第2四半期連結会計期間の特定取引収益は185億円、特定取引費用は1億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	14,148	—	—	14,148
	当第2四半期連結会計期間	18,583	—	—	18,583
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	171	—	—	171
	当第2四半期連結会計期間	265	—	—	265
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	12,996	—	—	12,996
	当第2四半期連結会計期間	17,968	—	—	17,968
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	980	—	—	980
	当第2四半期連結会計期間	349	—	—	349
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	341	—	—	341
	当第2四半期連結会計期間	184	—	—	184
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	341	—	—	341
	当第2四半期連結会計期間	184	—	—	184
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	30,859,159	44,295	—	30,903,455
	平成21年9月30日	31,653,320	35,260	3,608	31,684,972
うち流動性預金	平成20年9月30日	17,633,617	20,476	—	17,654,093
	平成21年9月30日	18,257,638	19,732	—	18,277,370
うち定期性預金	平成20年9月30日	12,386,042	23,818	—	12,409,861
	平成21年9月30日	12,553,169	15,527	—	12,568,696
うちその他	平成20年9月30日	839,499	—	—	839,499
	平成21年9月30日	842,512	—	3,608	838,904
譲渡性預金	平成20年9月30日	1,199,970	—	—	1,199,970
	平成21年9月30日	805,800	—	—	805,800
総合計	平成20年9月30日	32,059,129	44,295	—	32,103,425
	平成21年9月30日	32,459,120	35,260	3,608	32,490,772

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,579,750	100.00
製造業	2,625,488	10.26
農業	16,502	0.06
林業	1,570	0.01
漁業	7,777	0.03
鉱業	19,111	0.08
建設業	795,950	3.11
電気・ガス・熱供給・水道業	71,954	0.28
情報通信業	279,546	1.09
運輸業	584,914	2.29
卸売・小売業	2,565,581	10.03
金融・保険業	583,876	2.28
不動産業	2,603,142	10.18
各種サービス業	2,091,466	8.18
地方公共団体	797,824	3.12
その他	12,535,041	49.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	57,485	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	57,485	100.00
合計	25,637,236	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。
また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
- 2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,495,106	44.93

業種別	平成21年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	26,167,744	100.00
製造業	2,987,428	11.42
農業, 林業	17,047	0.07
漁業	7,605	0.03
鉱業, 採石業, 砂利採取業	16,919	0.06
建設業	787,344	3.01
電気・ガス・熱供給・水道業	71,611	0.27
情報通信業	319,630	1.22
運輸業, 郵便業	615,502	2.35
卸売業, 小売業	2,647,814	10.12
金融業, 保険業	641,399	2.45
不動産業	2,299,043	8.79
物品賃貸業	325,389	1.24
各種サービス業	1,731,678	6.62
国, 地方公共団体	905,679	3.46
その他	12,793,647	48.89
海外及び特別国際金融取引勘定分	42,449	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	42,449	100.00
合計	26,210,194	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。
また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
- 2 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。
- 3 「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成21年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,796,814	45.08

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	119,121	0.33	106,554	0.40	112,856	0.33
有価証券	7,793,652	21.88	0	0.00	6,366,594	18.50
信託受益権	26,247,471	73.69	25,352,161	94.47	26,519,268	77.04
受託有価証券	372	0.00	853	0.00	501	0.00
金銭債権	348,948	0.98	300,357	1.12	353,466	1.03
有形固定資産	682,711	1.92	647,528	2.41	678,554	1.97
無形固定資産	3,568	0.01	3,481	0.01	3,570	0.01
その他債権	11,269	0.03	9,584	0.04	10,228	0.03
銀行勘定貸	377,925	1.06	393,595	1.47	345,877	1.00
現金預け金	35,007	0.10	22,733	0.08	29,421	0.09
合計	35,620,048	100.00	26,836,851	100.00	34,420,340	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	14,904,902	41.85	6,962,915	25.95	13,452,937	39.08
年金信託	4,173,750	11.72	3,481,271	12.97	4,173,367	12.13
財産形成給付信託	1,011	0.00	1,022	0.00	1,060	0.00
投資信託	14,255,642	40.02	14,646,785	54.58	14,820,506	43.06
金銭信託以外の金銭の信託	236,148	0.66	124,210	0.46	117,901	0.34
有価証券の信託	519,078	1.46	392,268	1.46	527,750	1.53
金銭債権の信託	370,841	1.04	324,436	1.21	373,541	1.09
土地及びその定着物の信託	121,237	0.34	114,337	0.43	120,071	0.35
土地及びその定着物の 賃借権の信託	4,771	0.01	2,940	0.01	4,689	0.01
包括信託	1,032,663	2.90	786,663	2.93	828,512	2.41
合計	35,620,048	100.00	26,836,851	100.00	34,420,340	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社

前中間連結会計期間末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

当中間連結会計期間末 株式会社りそな銀行

前連結会計年度 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

3 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 2,133,765百万円

当中間連結会計期間末 1,874,688百万円

前連結会計年度 1,907,990百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	534	0.45
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	461	0.39
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	289	0.24
卸売・小売業	542	0.46
金融・保険業	26,056	21.87
不動産業	4,345	3.65
各種サービス業	768	0.64
地方公共団体	—	—
その他	86,123	72.30
合計	119,121	100.00

(注)「その他」には、下記の計数が含まれています。

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	72,317	60.70

業種別	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	416	0.39
農業, 林業	—	—
漁業	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
建設業	8	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業, 郵便業	233	0.22
卸売業, 小売業	233	0.22
金融業, 保険業	25,505	23.94
不動産業	3,656	3.43
物品賃貸業	—	—
各種サービス業	545	0.51
国, 地方公共団体	—	—
その他	75,954	71.28
合計	106,554	100.00

(注) 1 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

2 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	64,388	60.42

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	119,000	26.94	106,554	22.27	112,792	27.43
有価証券	—	—	—	—	—	—
その他	322,759	73.06	371,964	77.73	298,467	72.57
資産計	441,760	100.00	478,519	100.00	411,260	100.00
元本	440,982	99.82	477,959	99.88	410,635	99.85
債権償却準備金	358	0.08	321	0.07	340	0.08
その他	419	0.10	238	0.05	284	0.07
負債計	441,760	100.00	478,519	100.00	411,260	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金119,000百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は19,709百万円、3ヵ月以上延滞債権額は112百万円、貸出条件緩和債権額は3,912百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,781百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金106,554百万円のうち、破綻先債権額は19百万円、延滞債権額は19,700百万円、3ヵ月以上延滞債権額は174百万円、貸出条件緩和債権額は3,593百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,488百万円であります。

前連結会計年度 貸出金112,792百万円のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は19,486百万円、3ヵ月以上延滞債権額は32百万円、貸出条件緩和債権額は3,803百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,360百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	1
危険債権	194	195
要管理債権	40	37
正常債権	952	830

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比9,825億円支出が増加して、4,114億円の支出となりました。これは主としてコールマネー等の減少によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比9,608億円収入が増加して6,014億円の収入となりました。これは主として有価証券の取得による支出が減少したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは前年同四半期連結会計期間比832億円支出が増加して943億円の支出となりました。これは主として自己株式の取得による支出であります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当第2四半期連結会計期間の期首残高に比べ956億円増加して9,185億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	千里中央 支店	大阪府豊中市	新築	店舗	—	822	平成21年7月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第1種優先株式	275,000,000
第2種優先株式	281,780,800
第3種優先株式	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
第9種優先株式	10,000,000
計	8,211,780,800

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,214,957,691	同左 (注)1	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準と なる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3
己種第一回優先株式	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、4
第1種第一回優先株式	275,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、5
第2種第一回優先株式	281,780,786	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、6
第3種第一回優先株式	275,000,000	同左	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、7
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、8
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、9
計	2,073,258,477	同左 (注)1	—	—

- (注) 1 「提出日現在発行数」には、平成21年11月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。
- 2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式および第5種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。
- 「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。
- 3 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
- ① 丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第5種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額
引換価額は1,667円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

4 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第5種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は3,597円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

5 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

① 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第5種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は1,409円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が280円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(8) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

6 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第2種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第5種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
- ② 引換価額
引換価額は1,206円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (8) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 7 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第5種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が170円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ③ 引換価額の修正
当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (8) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

8 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第4種優先配当金

① 第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第5種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

9 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第5種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第5種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月8日(注) 1	75,000	2,083,258	51,825	379,026	51,825	379,026
平成21年9月8日(注) 2	—	2,083,258	△51,825	327,201	△51,825	327,201
平成21年9月8日(注) 3	△10,000	2,073,258	—	327,201	—	327,201

(注) 1 有償 第三者割当(普通株式75,000千株)発行価額1,382円、資本組入額691円

2 会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

3 自己株式(第9種優先株式10,000千株)の消却

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	1,335,043,286	64.39
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	2.85
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE	39,483,700	1.90
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	22,119,200	1.06
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	20,000,000	0.96
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	17,097,200	0.82
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,058,700	0.43
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	7,904,900	0.38
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	5,565,600	0.26
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	5,488,195	0.26
計	—	1,521,002,681	73.36

(注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が64,161,892株(3.09%)あります。

2 預金保険機構ほか3名から平成21年9月15日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成21年9月8日現在で1,342,820,186株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合64.77%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成21年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

所有議決権数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	13,350,432	67.37
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	2.78
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE	394,837	1.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	221,192	1.11
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	170,972	0.86
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	90,587	0.45
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049	0.39
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	55,656	0.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	54,881	0.27
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	52,535	0.26
計	—	15,022,560	75.81

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,161,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,149,697,400 第1種第一回優先株式 275,000,000 第2種第一回優先株式 281,780,700 第3種第一回優先株式 275,000,000	普通株式 11,496,974 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,098,491 第2種第一回優先株式 86	—	(注) 3
発行済株式総数	2,073,258,477	—	—
総株主の議決権	—	19,814,781	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式14,500株(議決権145個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式92株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪府中央区備後町 2丁目2番1号	64,161,800	—	64,161,800	5.28
計	—	64,161,800	—	64,161,800	5.28

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,410	1,503	1,518	1,425	1,460	1,278
最低(円)	1,289	1,301	1,345	1,221	1,259	1,107

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

- ① 新任取締役
該当ありません。
- ② 退任取締役
該当ありません。

(2) 執行役の状況

- ① 新任執行役
該当ありません。
- ② 退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役	商品企画部担当	池田博之	平成21年9月30日

(注) 池田博之氏は、従前通りりそな銀行常務執行役員および埼玉りそな銀行社外取締役であります。

(3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役兼執行役副社長 グループ戦略部(注) 担当兼コーポレート ガバナンス事務局担当	取締役兼執行役副社長 グループ戦略部担当 兼コーポレート ガバナンス事務局担当	東 和 浩	平成21年10月1日
執行役 コンプライアンス統括部 担当	執行役 サービス改革部担当兼 コンプライアンス統括部 担当	喜 沢 弘 幸	平成21年10月1日
執行役 オペレーション改革部 担当兼購買戦略部担当 兼IT企画部担当	執行役 オペレーション改革部 担当兼購買戦略部担当 兼システム部担当	池 田 一 義	平成21年10月1日
執行役 財務部長 兼グループ戦略部(ファイナ ンス・グループALM)担当	執行役 財務部長	野 村 眞	平成21年10月1日

(注) グループ戦略部(ファイナンス・グループALM)担当の職務を除きます。

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、監査法人トーマツの中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※8 1,644,748	※8 1,276,418	※8 1,404,333
コールローン及び買入手形	※8 1,202,801	696,299	658,619
債券貸借取引支払保証金	129,161	—	245,111
買入金銭債権	480,205	360,157	403,411
特定取引資産	※8 582,184	※8 521,863	※8 519,567
金銭の信託	99,174	—	—
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 7,495,246	※1, ※2, ※8, ※15 8,472,000	※1, ※2, ※8, ※15 8,011,712
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 25,637,236	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 26,210,194	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 26,509,254
外国為替	※7 121,329	※7 59,564	※7 78,588
その他資産	※8 743,680	※8 1,204,802	※8 906,688
有形固定資産	※10, ※11 330,053	※10, ※11 323,161	※10, ※11, ※12 326,503
無形固定資産	58,297	56,318	61,107
繰延税金資産	343,233	282,099	308,893
支払承諾見返	922,991	806,794	870,318
貸倒引当金	△528,936	△464,064	△440,967
資産の部合計	39,261,407	39,805,611	39,863,143

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
預金	※8 30,903,455	※8 31,684,972	※8 32,107,797
譲渡性預金	1,199,970	805,800	582,040
コールマネー及び売渡手形	※8 327,747	※8 601,351	336,790
売現先勘定	※8 642,556	※8 121,974	※8 790,455
債券貸借取引受入担保金	—	※8 86,091	※8 79,613
特定取引負債	94,192	160,554	122,205
借入金	※8, ※13 609,374	※8, ※13 980,068	※8, ※13 647,508
外国為替	4,613	3,103	2,548
社債	※14 906,265	※14 862,354	※14 825,258
信託勘定借	377,925	393,595	345,877
その他負債	※8 721,741	※8 1,080,687	※8 898,915
賞与引当金	5,830	7,550	12,403
退職給付引当金	5,612	8,368	6,707
その他の引当金	24,938	28,556	25,901
繰延税金負債	19	31	22
再評価に係る繰延税金負債	※10 31,172	※10 30,039	※10 30,695
支払承諾	922,991	806,794	870,318
負債の部合計	36,778,406	37,661,894	37,685,059
純資産の部			
資本金	327,201	327,201	327,201
資本剰余金	673,732	325,709	493,309
利益剰余金	1,249,248	1,325,000	1,287,467
自己株式	△12,197	△86,834	△86,795
株主資本合計	2,237,985	1,891,076	2,021,182
その他有価証券評価差額金	74,674	84,284	△32,345
繰延ヘッジ損益	△3,697	15,129	21,976
土地再評価差額金	※10 42,410	※10 40,754	※10 41,712
為替換算調整勘定	△2,392	△4,042	△4,363
評価・換算差額等合計	110,994	136,126	26,980
少数株主持分	134,021	116,513	129,921
純資産の部合計	2,483,000	2,143,716	2,178,084
負債及び純資産の部合計	39,261,407	39,805,611	39,863,143

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	514,510	461,335	979,276
資金運用収益	348,617	301,879	677,567
(うち貸出金利息)	285,243	261,138	565,879
(うち有価証券利息配当金)	32,569	27,269	63,564
信託報酬	18,837	14,467	35,414
役務取引等収益	87,031	80,635	166,611
特定取引収益	2,058	27,263	21,277
その他業務収益	33,831	20,191	42,467
その他経常収益	※1 24,133	※1 16,897	※1 35,936
経常費用	477,475	385,556	864,873
資金調達費用	74,078	47,111	130,492
(うち預金利息)	45,727	28,171	80,347
役務取引等費用	22,668	23,431	48,804
特定取引費用	6,608	651	251
その他業務費用	12,151	26,310	24,209
営業経費	190,129	194,357	384,465
その他経常費用	※2 171,839	※2 93,693	※2 276,651
経常利益	37,035	75,779	114,402
特別利益	117,923	16,450	127,579
固定資産処分益	104,743	0	105,183
償却債権取立益	13,179	11,772	22,395
その他の特別利益	0	※3 4,678	0
特別損失	5,376	3,155	7,784
固定資産処分損	666	626	1,869
減損損失	2,164	2,529	3,370
その他の特別損失	※4 2,545	—	※4 2,545
税金等調整前中間純利益	149,582	89,074	234,196
法人税、住民税及び事業税	6,297	7,456	9,563
法人税等調整額	55,281	△5,044	97,471
法人税等合計	61,578	2,412	107,035
少数株主利益	1,612	1,068	3,250
中間純利益	86,390	85,593	123,910

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
資本剰余金			
前期末残高	673,764	493,309	673,764
当中間期変動額			
新株の発行	—	103,650	—
自己株式の処分	△31	0	△19
自己株式の消却	—	△271,250	△180,435
当中間期変動額合計	△31	△167,599	△180,455
当中間期末残高	673,732	325,709	493,309
利益剰余金			
前期末残高	1,190,557	1,287,467	1,190,557
当中間期変動額			
剰余金の配当	△44,249	△49,019	△44,249
中間純利益	86,390	85,593	123,910
土地再評価差額金の取崩	16,551	958	17,249
当中間期変動額合計	58,691	37,533	96,910
当中間期末残高	1,249,248	1,325,000	1,287,467
自己株式			
前期末残高	△1,280	△86,795	△1,280
当中間期変動額			
自己株式の取得	△10,988	△271,294	△266,256
自己株式の処分	71	5	306
自己株式の消却	—	271,250	180,435
当中間期変動額合計	△10,916	△39	△85,514
当中間期末残高	△12,197	△86,834	△86,795
株主資本合計			
前期末残高	2,190,242	2,021,182	2,190,242
当中間期変動額			
新株の発行	—	103,650	—
剰余金の配当	△44,249	△49,019	△44,249
中間純利益	86,390	85,593	123,910
自己株式の取得	△10,988	△271,294	△266,256
自己株式の処分	40	5	287
土地再評価差額金の取崩	16,551	958	17,249
当中間期変動額合計	47,743	△130,106	△169,059
当中間期末残高	2,237,985	1,891,076	2,021,182

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	123,207	△32,345	123,207
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△48,533	116,630	△155,553
当中間期変動額合計	△48,533	116,630	△155,553
当中間期末残高	74,674	84,284	△32,345
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	18,308	21,976	18,308
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△22,006	△6,846	3,668
当中間期変動額合計	△22,006	△6,846	3,668
当中間期末残高	△3,697	15,129	21,976
土地再評価差額金			
前期末残高	58,961	41,712	58,961
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△16,551	△958	△17,249
当中間期変動額合計	△16,551	△958	△17,249
当中間期末残高	42,410	40,754	41,712
為替換算調整勘定			
前期末残高	△2,252	△4,363	△2,252
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△140	320	△2,111
当中間期変動額合計	△140	320	△2,111
当中間期末残高	△2,392	△4,042	△4,363
評価・換算差額等合計			
前期末残高	198,225	26,980	198,225
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△87,231	109,145	△171,245
当中間期変動額合計	△87,231	109,145	△171,245
当中間期末残高	110,994	136,126	26,980
少数株主持分			
前期末残高	136,188	129,921	136,188
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,167	△13,408	△6,267
当中間期変動額合計	△2,167	△13,408	△6,267
当中間期末残高	134,021	116,513	129,921
純資産合計			
前期末残高	2,524,656	2,178,084	2,524,656
当中間期変動額			
新株の発行	—	103,650	—
剰余金の配当	△44,249	△49,019	△44,249
中間純利益	86,390	85,593	123,910
自己株式の取得	△10,988	△271,294	△266,256
自己株式の処分	40	5	287
土地再評価差額金の取崩	16,551	958	17,249
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△89,398	95,737	△177,512
当中間期変動額合計	△41,655	△34,368	△346,571
当中間期末残高	2,483,000	2,143,716	2,178,084

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算 書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	149,582	89,074	234,196
減価償却費	9,521	11,890	20,920
減損損失	2,164	2,529	3,370
のれん償却額	3,621	3,621	7,242
持分法による投資損益(△は益)	△118	244	△201
貸倒引当金の増減(△)	38,133	23,097	△49,835
賞与引当金の増減額(△は減少)	△11,135	△4,853	△4,562
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,262	1,661	2,357
資金運用収益	△348,617	△301,879	△677,567
資金調達費用	74,078	47,111	130,492
有価証券関係損益(△)	△8,488	△14,637	456
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△23	—	△73
為替差損益(△は益)	19,630	△39,847	△61,305
固定資産処分損益(△は益)	△104,077	626	△103,314
特定取引資産の純増(△)減	△136,221	△2,296	△73,605
特定取引負債の純増減(△)	△39,396	38,349	△39,087
貸出金の純増(△)減	415,225	299,060	△456,793
預金の純増減(△)	△731,973	△422,825	472,368
譲渡性預金の純増減(△)	△162,160	223,760	△780,090
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△73,812	332,560	9,321
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	242,758	△64,779	598,816
コールローン等の純増(△)減	470,538	5,573	1,091,515
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△27,911	245,111	△143,861
コールマネー等の純増減(△)	524,999	△403,920	681,941
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△40,638	6,477	38,975
外国為替(資産)の純増(△)減	△49,475	19,023	△6,734
外国為替(負債)の純増減(△)	1,716	555	△348
普通社債発行及び償還による増減(△)	31,084	△49,737	10,326
信託勘定借の純増減(△)	9,928	47,717	△22,119
資金運用による収入	353,893	311,437	681,558
資金調達による支出	△85,173	△53,828	△137,854
その他	82,015	△72,008	△21,564
小計	610,932	278,869	1,404,942
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	98,544	29,416	64,287
営業活動によるキャッシュ・フロー	709,476	308,285	1,469,230

(単位：百万円)

	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算 書		
	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△19,260,549	△17,755,566	△35,881,690
有価証券の売却による収入	15,566,990	14,757,466	28,338,559
有価証券の償還による収入	2,829,125	2,628,940	6,243,375
金銭の信託の増加による支出	△110,000	—	△232,557
金銭の信託の減少による収入	10,825	—	232,557
有形固定資産の取得による支出	△4,306	△4,240	△10,883
有形固定資産の売却による収入	162,760	0	165,099
無形固定資産の取得による支出	△5,939	△5,336	△9,567
無形固定資産の売却による収入	11	—	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△811,080	△378,735	△1,155,104
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	5,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△1,000	△5,000	△46,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	140,558	—
劣後特約付社債の償還による支出	—	△45,309	—
株式の発行による収入	—	103,123	—
配当金の支払額	△44,249	△49,019	△44,249
少数株主への配当金の支払額	△285	△300	△211
自己株式の取得による支出	△10,988	△271,294	△266,256
自己株式の売却による収入	40	5	287
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,483	△122,236	△356,430
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7	△8	△148
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△158,095	△192,694	△42,453
現金及び現金同等物の期首残高	1,153,744	1,111,291	1,153,744
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 995,648	※1 918,596	※1 1,111,291

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 19社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 りそな信託銀行株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 18社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 りそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で連結子会社である株式会社りそな銀行と合併いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 19社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 モニター株式会社 株式会社ファーストアドバンテージ 連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 モニター株式会社 連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 モニター株式会社 連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 4社 9月末日 15社 (2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 4社 9月末日 14社 (2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 15社 (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
4 開示対象特別目的 会社に関する事項	<p>当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は、住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当中間連結会計期間末残高</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産 (住宅ローン債権)</td> <td>4,204百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産に係る劣後債権</td> <td>2,242百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 信託報酬、分配益及び事務委任手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。</p>		当中間連結会計期間末残高	譲渡資産 (住宅ローン債権)	4,204百万円	譲渡資産に係る劣後債権	2,242百万円	<p>当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は、住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は3,437百万円、負債総額は3,453百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末で住宅ローン債権譲渡契約に定めるクリーンアップを行使したことにより譲渡資産としての住宅ローン債権の残高はありません。</p>	<p>当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの軽減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は、住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円あります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当連結会計年度末残高</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産 (住宅ローン債権)</td> <td>3,460百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産に係る劣後債権</td> <td>2,251百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 信託報酬、分配益及び事務委託手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。</p>		当連結会計年度末残高	譲渡資産 (住宅ローン債権)	3,460百万円	譲渡資産に係る劣後債権	2,251百万円
	当中間連結会計期間末残高														
譲渡資産 (住宅ローン債権)	4,204百万円														
譲渡資産に係る劣後債権	2,242百万円														
	当連結会計年度末残高														
譲渡資産 (住宅ローン債権)	3,460百万円														
譲渡資産に係る劣後債権	2,251百万円														

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>当中間連結 会計期間末 残高</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産 (住宅ローン 債権)</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産に 係る劣後債 権</td> <td>2,258百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 信託報酬、分配 益及び事務委任手数料 などの損益取引は、重 要性が乏しいため記載 していません。</p>		当中間連結 会計期間末 残高	譲渡資産 (住宅ローン 債権)	一百万円	譲渡資産に 係る劣後債 権	2,258百万円	
	当中間連結 会計期間末 残高								
譲渡資産 (住宅ローン 債権)	一百万円								
譲渡資産に 係る劣後債 権	2,258百万円								
5 会計処理基準に関 する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費 用の計上基準 金利、通貨の価格、金 融商品市場における相 場その他の指標に係る 短期的な変動、市場間 の格差等を利用して利 益を得る等の目的(以 下「特定取引目的」) の取引については、取 引の約定時点を基準と し、中間連結貸借対照 表上「特定取引資産」 及び「特定取引負債」 に計上するとともに、 当該取引からの損益を 中間連結損益計算書上 「特定取引収益」及び 「特定取引費用」に計 上しております。 特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有 価証券及び金銭債権等 については中間連結決 算日の時価により、ス ワップ・先物・オプシ ョン取引等の派生商品 については中間連結決 算日において決済した ものとみなした額によ り行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費 用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費 用の計上基準 金利、通貨の価格、金 融商品市場における相 場その他の指標に係る 短期的な変動、市場間 の格差等を利用して利 益を得る等の目的(以 下「特定取引目的」) という。)の取引につ いては、取引の約定時 点を基準とし、連結貸 借対照表上「特定取引 資産」及び「特定取引 負債」に計上するとと もに、当該取引からの 損益を連結損益計算書 上「特定取引収益」及 び「特定取引費用」に 計上しております。 特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有 価証券及び金銭債権等 については連結決算日 の時価により、スワッ プ・先物・オプション 取引等の派生商品につ いては連結決算日にお いて決済したものとみ なした額により行っ ております。</p>						

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 その他：2年～20年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 その他：2年～20年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>③ リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>	<p>③ リース資産</p> <p>同左</p>	<p>③ リース資産</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は416,687百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は484,372百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(追加情報) 主要な連結子会社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上していましたが、前連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上により合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ36,669百万円増加しております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は494,193百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(追加情報) 主要な連結子会社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上していましたが、当連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上により合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ24,890百万円増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,782百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 6,409百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 4,791百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。 利息返還損失引当金 706百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,963百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 8,685百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 5,081百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。 ポイント引当金 3,009百万円 「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。 利息返還損失引当金 714百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,906百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 6,928百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 4,749百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。 ポイント引当金 2,665百万円 「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。 利息返還損失引当金 550百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>——</p>	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(11) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同左	(11) リース取引の処理方法 同左
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は902百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,566百万円(同前)であります。</p>	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は620百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は399百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,051百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(ハ)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 同左	(13)消費税等の会計処理 同左
	(14)連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(14)連結納税制度の適用 同左	(14)連結納税制度の適用 同左
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>
<p>—————</p>	<p>(連結の範囲に関する適用指針)</p> <p>「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,025百万円及び出資金10,232百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円、(再)担保に差し入れている有価証券は102,934百万円ですが、再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は40,444百万円、延滞債権額は470,350百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,821百万円及び出資金5,481百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は58,805百万円、延滞債権額は454,846百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,121百万円及び出資金6,260百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は245,077百万円で、すべて(再)担保に差し入れています。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は84,558百万円、延滞債権額は418,639百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20,409百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は24,737百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,373百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は218,495百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は187,987百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は159,454百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は749,700百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は726,377百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は690,025百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は244,549百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は181,202百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は230,260百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>コールローン及び買入手形 60,000百万円</p> <p>特定取引資産 268,558百万円</p> <p>有価証券 4,557,319百万円</p> <p>貸出金 274,906百万円</p> <p>その他資産 3,929百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 207,700百万円</p> <p>コールマネー及び売渡手形 200,000百万円</p> <p>売現先勘定 642,556百万円</p> <p>借入金 475,200百万円</p> <p>その他負債 139百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券806,287百万円、その他資産48,474百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,671百万円、敷金保証金は23,785百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 223,819百万円</p> <p>有価証券 5,817,406百万円</p> <p>貸出金 244,439百万円</p> <p>その他資産 3,887百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 160,433百万円</p> <p>コールマネー及び売渡手形 200,000百万円</p> <p>売現先勘定 121,974百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 86,091百万円</p> <p>借入金 905,800百万円</p> <p>その他負債 39百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券821,339百万円、その他資産189,227百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,298百万円、敷金保証金は22,316百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 170,791百万円</p> <p>有価証券 5,203,489百万円</p> <p>貸出金 238,036百万円</p> <p>その他資産 3,978百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 173,982百万円</p> <p>売現先勘定 790,455百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 79,613百万円</p> <p>借入金 569,800百万円</p> <p>その他負債 39百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券964,143百万円、その他資産122,682百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,486百万円、敷金保証金は23,337百万円あります。</p>
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,927,108百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,672,588百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,019,761百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,803,806百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,182,364百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,943,019百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,131百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※11 有形固定資産の減価償却累計額 206,579百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 210,048 百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 206,129百万円 ※12 有形固定資産の圧縮記帳額 54,815百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金97,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。
※14 社債には、劣後特約付社債663,582百万円が含まれております。	※14 社債には、劣後特約付社債690,166百万円が含まれております。	※14 社債には、劣後特約付社債603,332百万円が含まれております。
※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は398,161百万円であります。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は325,528百万円であります。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は361,585百万円であります。
16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託440,982百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託477,959百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託410,635百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益10,015百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却 77,676百万円 貸倒引当金繰入額 68,911百万円 株式等償却 11,629百万円 株式等売却損 3,409百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益4,731百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 51,426百万円 貸出金償却 27,613百万円 株式等償却 2,531百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別利益」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における劣後特約付社債の買入消却益であります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益13,630百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却 191,598百万円 株式等償却 30,272百万円 株式等売却損 25,566百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,399	—	—	11,399	
種類株式					
乙種第一回優先株式	272	—	—	272	
丙種第一回優先株式	120	—	—	120	
戊種第一回優先株式	9	—	—	9	
己種第一回優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種優先株式	25	—	—	25	
第5種優先株式	40	—	—	40	
第9種優先株式	100	—	—	100	
合計	20,364	—	—	20,364	
自己株式					
普通株式	4	100	0	104	注

(注) 自己株式の取得及び端株の買取による増加並びに端株の売却による減少であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	11,395	1,000	平成20年3月31日	平成20年6月10日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	戊種第一回 優先株式	137	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	7,051	2,564		
	第2種第一回 優先株式	7,224	2,564		
	第3種第一回 優先株式	7,051	2,564		
	第4種 優先株式	2,501	99,250		
	第5種 優先株式	2,184	54,622		
第9種 優先株式	2,676	26,769			

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,139,957	75,000	—	1,214,957	注1
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第1種第一回優先株式	275,000	—	—	275,000	
第2種第一回優先株式	281,780	—	—	281,780	
第3種第一回優先株式	275,000	—	—	275,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第9種優先株式	10,000	—	10,000	—	注2
合計	2,008,258	75,000	10,000	2,073,258	
自己株式					
普通株式	64,133	32	3	64,161	注3
種類株式					
第9種優先株式	—	10,000	10,000	—	注2
合計	64,133	10,032	10,003	64,161	

(注) 1 新株の発行による増加であります。

2 第9種優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第9種優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

3 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月9日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第1種第一回 優先株式	8,772	31.90		
	第2種第一回 優先株式	8,988	31.90		
	第3種第一回 優先株式	8,772	31.90		
	第4種 優先株式	2,501	992.50		
	第5種 優先株式	3,675	918.75		
	第9種 優先株式	3,255	325.50		

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	1,139,957	—	0	1,139,957	
種類株式					
乙種第一回 優先株式	27,220	—	27,220	—	注2
丙種第一回 優先株式	12,000	—	—	12,000	
戊種第一回 優先株式	957	—	957	—	注2
己種第一回 優先株式	8,000	—	—	8,000	
第1種第一回 優先株式	275,000	—	—	275,000	
第2種第一回 優先株式	281,780	—	0	281,780	注3
第3種第一回 優先株式	275,000	—	—	275,000	
第4種 優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種 優先株式	4,000	—	—	4,000	
第9種 優先株式	10,000	—	—	10,000	
合計	2,036,436	—	28,177	2,008,258	
自己株式					
普通株式	438	63,920	226	64,133	注4
種類株式					
乙種第一回 優先株式	—	27,220	27,220	—	注2
戊種第一回 優先株式	—	957	957	—	注2
第2種第一回 優先株式	—	0	0	—	注3
合計	438	92,098	28,404	64,133	

- (注) 1 当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び優先株式の各1株を100株に分割しております。株式数は前連結会計年度末に当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。
- 2 乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の発行済株式並びに自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
- 3 第2種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、第2種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の処分による減少であります。
- 4 自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加並びに、端株・単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	11,395	1,000	平成20年3月31日	平成20年6月10日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	戊種第一回 優先株式	137	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	7,051	2,564		
	第2種第一回 優先株式	7,224	2,564		
	第3種第一回 優先株式	7,051	2,564		
	第4種 優先株式	2,501	99,250		
	第5種 優先株式	2,184	54,622		
	第9種 優先株式	2,676	26,769		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	利益剰余金	平成21年3月31日	平成21年6月9日
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第2種第一回 優先株式	8,988	31.90			
	第3種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第9種 優先株式	3,255	325.50			

なお、当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式および優先株式の各1株を100株に分割しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table data-bbox="196 479 564 685"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,644,748百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>△649,100百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>995,648百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,644,748百万円	日本銀行以外の預け金	△649,100百万円	現金及び現金同等物	<u>995,648百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table data-bbox="617 479 986 685"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,276,418百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>△357,822百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>918,596百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,276,418百万円	日本銀行以外の預け金	△357,822百万円	現金及び現金同等物	<u>918,596百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table data-bbox="1038 448 1406 654"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,404,333百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>△293,042百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>1,111,291百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,404,333百万円	日本銀行以外の預け金	△293,042百万円	現金及び現金同等物	<u>1,111,291百万円</u>
現金預け金勘定	1,644,748百万円																			
日本銀行以外の預け金	△649,100百万円																			
現金及び現金同等物	<u>995,648百万円</u>																			
現金預け金勘定	1,276,418百万円																			
日本銀行以外の預け金	△357,822百万円																			
現金及び現金同等物	<u>918,596百万円</u>																			
現金預け金勘定	1,404,333百万円																			
日本銀行以外の預け金	△293,042百万円																			
現金及び現金同等物	<u>1,111,291百万円</u>																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、27,017百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 11,754百万円 無形固定資産 667百万円 合計 12,422百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,480百万円 無形固定資産 356百万円 合計 6,836百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 5,273百万円 無形固定資産 311百万円 合計 5,585百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 2,126百万円 1年超 3,916百万円 合計 6,042百万円	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、14,945百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,431百万円 無形固定資産 468百万円 合計 8,900百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,051百万円 無形固定資産 210百万円 合計 6,262百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,380百万円 無形固定資産 257百万円 合計 2,637百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,498百万円 1年超 1,526百万円 合計 3,025百万円	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 9,105百万円 無形固定資産 498百万円 合計 9,604百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,945百万円 無形固定資産 197百万円 合計 6,143百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 3,160百万円 無形固定資産 300百万円 合計 3,460百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,742百万円 1年超 2,155百万円 合計 3,898百万円

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,350百万円 減価償却費相当額 1,312百万円 支払利息相当額 77百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 4,698百万円 1年超 5,497百万円 <u>合計 10,195百万円</u> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 922百万円 減価償却費相当額 831百万円 支払利息相当額 45百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 2,203百万円 1年超 4,879百万円 <u>合計 7,083百万円</u> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,509百万円 減価償却費相当額 2,399百万円 支払利息相当額 136百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 3,775百万円 1年超 4,466百万円 <u>合計 8,241百万円</u> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>
<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 62百万円 1年超 847百万円 <u>合計 910百万円</u> 	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 71百万円 1年超 756百万円 <u>合計 827百万円</u> 	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 51百万円 1年超 822百万円 <u>合計 874百万円</u>

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	30,083	30,270	186
地方債	210,157	213,143	2,986
合計	240,240	243,413	3,172

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	379,135	558,760	179,625
債券	5,887,197	5,827,839	△59,358
国債	5,075,719	5,018,081	△57,637
地方債	186,417	186,394	△22
社債	625,060	623,363	△1,697
その他	515,210	495,383	△19,827
合計	6,781,544	6,881,983	100,439

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,698百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	29,450
その他有価証券	
非上場株式	71,230
非上場内国債券	404,621

II 当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	683,400	696,731	13,331
地方債	238,997	247,937	8,939
合計	922,397	944,668	22,271

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	353,402	490,730	137,328
債券	6,463,911	6,450,173	△13,737
国債	5,886,741	5,869,162	△17,578
地方債	100,513	102,755	2,242
社債	476,656	478,255	1,599
その他	291,530	287,398	△4,131
合計	7,108,843	7,228,303	119,459

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,508百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	21,670
その他有価証券	
非上場株式	67,192
非上場内国債券	333,574

Ⅲ 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	369,606	339

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	375,290	377,848	2,557	3,346	789
地方債	223,811	228,595	4,784	4,842	58
合計	599,101	606,443	7,342	8,189	847

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	356,788	393,976	37,188	68,445	31,256
債券	6,431,166	6,374,615	△56,551	4,217	60,769
国債	5,653,432	5,596,702	△56,730	2,102	58,832
地方債	196,053	196,843	790	1,310	520
社債	581,680	581,069	△611	804	1,416
その他	308,732	295,500	△13,232	2,489	15,721
合計	7,096,686	7,064,091	△32,594	75,153	107,747

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、22,007百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	28,224,898	48,374	44,272

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	26,360
その他有価証券	
非上場株式	69,145
非上場内国債券	367,967

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	3,146,533	2,715,207	1,003,001	503,301
国債	2,809,850	1,955,215	745,277	461,649
地方債	12,938	168,252	239,464	—
社債	323,744	591,739	18,259	41,652
その他	20,277	69,083	30,911	179,478
合計	3,166,810	2,784,291	1,033,912	682,779

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	99,174	99,174	—

(注) 「その他の金銭の信託」は、当社が自己株式を信託方式による市場買付で取得する目的のものであり、当中間連結会計期間末における信託財産構成物は主としてコールローンであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	88,549
その他有価証券	88,549
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	13,821
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	74,728
(△)少数株主持分相当額	49
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△4
その他有価証券評価差額金	74,674

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額11,889百万円を除いております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	107,869
その他有価証券	107,869
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	23,546
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	84,323
(△)少数株主持分相当額	49
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	84,284

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額11,589百万円を除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△44,484
その他有価証券	△44,484
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	12,166
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△32,318
(△)少数株主持分相当額	36
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	△32,345

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額11,889百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	250,950	△81	△81
店頭	金利スワップ	18,381,023	24,807	24,456
	キャップ	102,943	△99	389
	フロアー	50,458	341	515
	スワップション	504,100	△19	188
	合計	—	24,947	25,467

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,403,158	△606	22,329
	為替予約	1,607,048	△201	△201
	通貨オプション	2,649,069	41,474	52,770
	合計	—	40,666	74,898

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	2,259	△4	△4
	合計	—	△4	△4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	64,086	200	200
	債券先物オプション	14,906	11	△54
	合計	—	212	146

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	211,822	△163	△163
店頭	金利スワップ	19,301,427	21,990	21,879
	キャップ	55,352	322	607
	フロアー	73,238	831	894
	スワップション	653,300	95	△171
	合計	—	23,077	23,045

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,908,432	△3,496	48,051
	為替予約	1,699,113	△38,333	△38,333
	通貨オプション	2,847,952	93,991	98,962
	合計	—	52,161	108,680

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	3,030	△3	△3
	株式指数オプション	1,850	△19	3
店頭	有価証券店頭オプション	10,800	△178	△178
	合計	—	△201	△178

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	95,925	△303	△303
店頭	債券店頭オプション	916,251	307	△41
	合計	—	3	△345

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

- ① 金利関連
金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション
- ② 通貨関連
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ③ 株式関連
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ④ 債券関連
債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っております。

- ① お客様のニーズへの対応
当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っております。
- ② 金融資産・負債のヘッジ取引
貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。
グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。
- ③ トレーディング取引
短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、金利、為替及び株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取り組んでおります。

① 市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っております。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しております。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社がバリューアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。)により設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としております。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しております。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	438,541	—	1	1
	買建	50,536	3,187	32	32
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	7,965,117	4,929,830	130,344	130,115
	受取変動・支払固定	7,007,871	4,814,606	△99,954	△99,942
	受取変動・支払変動	2,683,000	1,603,000	323	323
	キャップ				
	売建	32,079	18,308	58	351
	買建	3,730	3,130	△6	△6
	フローアー				
	売建	9,300	9,100	400	△154
	買建	50,486	49,612	1,021	898
	スワップション				
	売建	220,000	—	324	△44
	買建	114,100	4,100	239	55
	合計	—	—	31,218	31,630

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	3,140,591	2,955,939	△7,530	25,142
	売建	604,832	196,665	△1,980	△1,980
	買建	1,204,566	672,236	△1,175	△1,175
	通貨オプション				
	売建	1,500,204	1,173,501	83,763	5,699
	買建	1,492,452	1,194,590	136,656	56,721
	合計	—	—	42,206	84,406

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	19,903	—	9	9
	買建	8,128	—	119	119
	債券先物オプション				
	売建	2,740	—	5	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	124	129

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年 4 月 1 日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

① 結合企業

名称 : 株式会社りそな銀行

事業の内容 : 銀行・信託業務

② 被結合企業

名称 : りそな信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行(当社の連結子会社)を存続会社、りそな信託銀行株式会社(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

② 合併期日

平成21年 4 月 1 日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

III 前連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△14,420.22	35.31	△303.63
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	7,585.43	78.87	76.27
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	3,916.22	36.08	53.83

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,483,000	2,143,716	2,178,084
純資産の部の合計額から控除する 金額	百万円	2,645,874	2,103,074	2,504,743
うち少数株主持分	百万円	134,021	116,513	129,921
うち優先株式	百万円	2,511,852	1,986,561	2,336,561
うち優先配当額	百万円	—	—	38,260
普通株式に係る(中間)期末の 純資産額	百万円	△162,873	40,641	△326,659
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末(期末)の普通株式 の数	千株	11,294	1,150,795	1,075,824

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	86,390	85,593	123,910
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	38,260
うち優先配当額	百万円	—	—	38,260
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	86,390	85,593	85,649
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	11,388	1,085,234	1,122,938
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	32,084
うち優先配当額	百万円	—	—	32,084
普通株式増加数	千株	10,670	1,286,866	1,064,003
うち優先株式	千株	10,670	1,286,866	1,064,003
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。

- 3 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたしました。当該株式分割が前期首に行われたものとして計算した前中間連結会計期間の1株当たり情報は以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	△144.20円
1株当たり中間純利益金額	75.85円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	39.16円

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>子会社の企業結合に関する重要な後発事象等</p> <p>当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結いたしました。</p> <p>1. 合併の目的</p> <p>両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法</p> <p>株式会社りそな銀行を吸収合併存続会社とし、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とします。</p> <p>3. 合併の時期</p> <p>合併期日は平成21年4月1日を目処とします。</p> <p>なお、合併の効力発生は、関係当局の認可等を停止条件とします。</p>	<p>1 重要な新株の発行</p> <p>当社は、平成21年10月30日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)募集等の方法 第三者割当</p> <p>(2)発行する株式の種類 第6種優先株式</p> <p>(3)発行する株式の数 3,000,000株</p> <p>(4)発行価額 1株につき金25,000円</p> <p>(5)発行価額の総額 75,000百万円</p> <p>(6)発行価額のうち資本金へ組み入れる額 1株につき金12,500円</p> <p>(7)発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 1株につき金12,500円</p> <p>(8)申込期日 平成21年10月30日</p> <p>(9)払込期日 平成21年12月8日</p> <p>(10)資金の用途</p> <p>財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。</p> <p>(11)その他重要な事項</p> <p>会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行う予定であります。</p>	<p>子会社の企業結合に関する重要な後発事象等</p> <p>平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。</p> <p>1. 合併の目的</p> <p>両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法、合併後の会社の名称</p> <p>株式会社りそな銀行を吸収合併存続会社、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。</p> <p>3. 実施した会計処理の概要</p> <p>「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)に定める共通支配下の取引として会計処理いたします。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>2 重要な資本金及び準備金の減少</p> <p>当社は、平成21年10月30日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)目的 第6種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。</p> <p>(2)資本金及び準備金の減少の方法 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続きによる。</p> <p>(3)減少する資本金の額 37,500百万円</p> <p>(4)減少する資本準備金の額 37,500百万円</p> <p>(5)減少する発行済株式数 なし</p> <p>(6)法定公告掲載日 平成21年11月6日</p> <p>(7)債権者異議申述最終期日 平成21年12月7日</p> <p>(8)効力発生日 平成21年12月8日</p> <p>(9)その他重要な事項 同時に第6種優先株式の発行により資本金及び資本準備金を増額する予定となっておりますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額が同日前を下回ることはありません。</p>	

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	270,163	246,884
資金運用収益	175,137	147,178
(うち貸出金利息)	142,794	127,399
(うち有価証券利息配当金)	17,757	13,466
信託報酬	12,384	9,774
役務取引等収益	46,330	43,902
特定取引収益	14,148	18,583
その他業務収益	7,487	14,582
その他経常収益	14,675	12,862
経常費用	256,775	209,000
資金調達費用	36,634	23,021
(うち預金利息)	23,163	13,704
役務取引等費用	13,013	13,821
特定取引費用	341	184
その他業務費用	8,349	18,749
営業経費	94,372	98,440
その他経常費用	※1 104,063	※1 54,783
経常利益	13,388	37,884
特別利益	5,549	12,502
固定資産処分益	2	-
償却債権取立益	5,547	7,824
その他の特別利益	-	※2 4,678
特別損失	4,785	446
固定資産処分損	496	313
減損損失	1,743	132
その他の特別損失	※3 2,545	-
税金等調整前四半期純利益	14,151	49,940
法人税、住民税及び事業税	1,932	2,782
法人税等調整額	6,905	16,118
法人税等合計	8,837	18,900
少数株主利益	566	158
四半期純利益	4,747	30,881

<p>前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>※1 「その他経常費用」には、貸出金償却61,400百万円、貸倒引当金繰入額24,828百万円、株式等償却7,822百万円、株式等売却損3,159百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。</p>	<p>※1 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額31,005百万円、貸出金償却13,916百万円、株式等償却1,697百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の特別利益」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における劣後特約付社債の買入消却益であります。</p>

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年 3 月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	702	643	501
金銭の信託	99,174	—	—
有価証券	859,700	533,900	745,100
前払費用	—	—	1
繰延税金資産	32,942	15,916	34,743
未収収益	141	20	35
未収入金	27,494	24,029	34,747
未収還付法人税等	9,986	3,809	36,101
流動資産合計	1,030,141	578,319	851,231
固定資産			
有形固定資産			
工具、器具及び備品 (純額)	※1 9	※1 6	※1 7
有形固定資産合計	9	6	7
無形固定資産			
商標権	47	36	42
ソフトウェア	9	6	7
無形固定資産合計	57	42	49
投資その他の資産			
関係会社株式	1,108,147	1,106,704	1,108,147
関係会社長期貸付金	※2 70,000	※2 100,000	※2 70,000
繰延税金資産	21,787	—	—
その他	5	4	5
投資損失引当金	—	—	△1,082
投資その他の資産合計	1,199,940	1,206,709	1,177,070
固定資産合計	1,200,007	1,206,758	1,177,127
資産合計	2,230,149	1,785,078	2,028,359

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
1年内償還予定の社債	70,000	90,000	110,000
未払金	213	233	257
未払費用	923	576	653
未払法人税等	14	9	21
未払消費税等	47	15	45
賞与引当金	139	196	327
その他	174	198	2,465
流動負債合計	71,512	91,231	113,771
固定負債			
社債	170,000	80,000	110,000
長期借入金	※3 45,000	—	—
固定負債合計	215,000	80,000	110,000
負債合計	286,512	171,231	223,771
純資産の部			
株主資本			
資本金	327,201	327,201	327,201
資本剰余金			
資本準備金	327,201	327,201	327,201
その他資本剰余金	449,922	101,898	269,498
資本剰余金合計	777,123	429,100	596,700
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	851,510	944,379	967,482
利益剰余金合計	851,510	944,379	967,482
自己株式	△12,197	△86,834	△86,795
株主資本合計	1,943,637	1,613,847	1,804,588
純資産合計	1,943,637	1,613,847	1,804,588
負債純資産合計	2,230,149	1,785,078	2,028,359

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
営業収益			
関係会社受取配当金	48,774	18,632	178,463
関係会社受入手数料	2,832	2,366	5,665
関係会社貸付金利息	725	988	1,448
営業収益合計	52,332	21,987	185,577
営業費用			
借入金利息	469	—	935
社債利息	1,315	1,253	2,663
社債発行費	121	—	121
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,288	※1, ※2 2,268	※1, ※2 4,734
営業費用合計	4,193	3,521	8,455
営業利益	48,138	18,465	177,122
営業外収益			
有価証券利息	1,226	396	1,989
受取手数料	62	58	133
その他	86	18	137
営業外収益合計	1,375	473	2,259
営業外費用			
株式交付費	—	526	—
自己株式取得費用	—	—	33
その他	1	7	0
営業外費用合計	1	533	33
経常利益	49,512	18,405	179,348
特別損失			
関係会社株式評価損	3,119	360	3,119
投資損失引当金繰入額	—	—	1,082
過年度損益修正損	108	—	108
固定資産除却損	0	—	0
特別損失合計	3,229	360	4,311
税引前中間純利益	46,283	18,044	175,037
法人税、住民税及び事業税	△27,287	△26,698	△34,492
過年度法人税等	4,213	—	4,213
法人税等調整額	11,224	18,826	31,210
法人税等合計	△11,850	△7,872	932
中間純利益	58,133	25,917	174,105

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
その他資本剰余金			
前期末残高	449,953	269,498	449,953
当中間期変動額			
新株の発行	—	103,650	—
自己株式の処分	△31	0	△19
自己株式の消却	—	△271,250	△180,435
当中間期変動額合計	△31	△167,599	△180,455
当中間期末残高	449,922	101,898	269,498
資本剰余金合計			
前期末残高	777,155	596,700	777,155
当中間期変動額			
新株の発行	—	103,650	—
自己株式の処分	△31	0	△19
自己株式の消却	—	△271,250	△180,435
当中間期変動額合計	△31	△167,599	△180,455
当中間期末残高	777,123	429,100	596,700
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	837,626	967,482	837,626
当中間期変動額			
剰余金の配当	△44,249	△49,019	△44,249
中間純利益	58,133	25,917	174,105
当中間期変動額合計	13,883	△23,102	129,855
当中間期末残高	851,510	944,379	967,482
利益剰余金合計			
前期末残高	837,626	967,482	837,626
当中間期変動額			
剰余金の配当	△44,249	△49,019	△44,249
中間純利益	58,133	25,917	174,105
当中間期変動額合計	13,883	△23,102	129,855
当中間期末残高	851,510	944,379	967,482

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
自己株式			
前期末残高	△1,280	△86,795	△1,280
当中間期変動額			
自己株式の取得	△10,988	△271,294	△266,256
自己株式の処分	71	5	306
自己株式の消却	—	271,250	180,435
当中間期変動額合計	△10,916	△39	△85,514
当中間期末残高	△12,197	△86,834	△86,795
株主資本合計			
前期末残高	1,940,702	1,804,588	1,940,702
当中間期変動額			
新株の発行	—	103,650	—
剰余金の配当	△44,249	△49,019	△44,249
中間純利益	58,133	25,917	174,105
自己株式の取得	△10,988	△271,294	△266,256
自己株式の処分	40	5	287
当中間期変動額合計	2,935	△190,741	△136,114
当中間期末残高	1,943,637	1,613,847	1,804,588
純資産合計			
前期末残高	1,940,702	1,804,588	1,940,702
当中間期変動額			
新株の発行	—	103,650	—
剰余金の配当	△44,249	△49,019	△44,249
中間純利益	58,133	25,917	174,105
自己株式の取得	△10,988	△271,294	△266,256
自己株式の処分	40	5	287
当中間期変動額合計	2,935	△190,741	△136,114
当中間期末残高	1,943,637	1,613,847	1,804,588

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却 原価法により行っております。 (2) 子会社株式 移動平均法による原価 法により行っております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しております。なお、耐用年数は 次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年 (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10 年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウ ェアについては、社 内における利用可能 期間(5年)に基づく 定額法により償却し ております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しております。なお、耐用年数は 次のとおりであります。 工具、器具及び 備品： 2年～20年 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	社債発行費は支出時に一括 費用処理しております。	株式交付費は支出時に一括 費用処理しております。	社債発行費は支出時に一括 費用処理しております。
4 引当金の計上基準	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員 への業績インセンティ ブ給与の支払いに備え るため、従業員に対す る業績インセンティブ 給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に 帰属する額を計上して おります。	(2) 賞与引当金 同左	(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、子 会社への投資に対する 損失に備えるため、当 該会社の財政状態等を 勘案して必要と認めら れる額を計上しており ます。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員 への業績インセンティ ブ給与の支払いに備え るため、従業員に対す る業績インセンティブ 給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属 する額を計上しており ます。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 リース取引の処理 方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
7 連結納税制度の適用	当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる中間財務諸表への影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は39百万円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は42百万円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は41百万円であります。
※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※2 同左	※2 同左
※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。		

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p>給料・手当 1,306百万円 業務委託料 306百万円 支払手数料 183百万円 賞与引当金繰入額 139百万円 土地建物機械賃借料 114百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p>給料・手当 1,346百万円 業務委託料 260百万円 賞与引当金繰入額 196百万円 支払手数料 156百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p>給料・手当 2,757百万円 業務委託料 657百万円 賞与引当金繰入額 327百万円 支払手数料 378百万円</p>
<p>※2 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 2百万円 無形固定資産 9百万円</p>	<p>※2 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 1百万円 無形固定資産 7百万円</p>	<p>※2 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 3百万円 無形固定資産 17百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	4	100	0	104	注
種類株式	—	—	—	—	
合計	4	100	0	104	

(注) 増加のうち99千株は取締役会決議による取得であります。

上記以外の増減は、端株の買取および処分によるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,133	32	3	64,161	注1
種類株式					
第9種優先株式	—	10,000	10,000	—	注2
合計	64,133	10,032	10,003	64,161	

(注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

III 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	438	63,920	226	64,133	注2
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	27,220	27,220	—	注3
戊種第一回優先株式	—	957	957	—	注3
第2種第一回優先株式	—	0	0	—	注4
合計	438	92,098	28,404	64,133	

(注) 1 当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び優先株式の各1株を100株に分割しております。株式数は前期末に当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。

2 増加は取締役会決議に基づく取得(63,507千株)及び端株・単元未満株式の買取(413千株)によるものであり、減少は端株・単元未満株式の処分によるものであります。

3 増加は取締役会決議に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

4 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の処分によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 13百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 11百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 2百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1百万円 1年超 1百万円 合計 2百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1百万円 減価償却費相当額 1百万円 支払利息相当額 0百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>—————</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 0百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 0百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 13百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 12百万円 期末残高相当額 有形固定資産 1百万円 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1百万円 1年超 0百万円 合計 1百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>1 重要な新株の発行</p> <p>当社は、平成21年10月30日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)募集等の方法 第三者割当</p> <p>(2)発行する株式の種類 第6種優先株式</p> <p>(3)発行する株式の数 3,000,000株</p> <p>(4)発行価額 1株につき金25,000円</p> <p>(5)発行価額の総額 75,000百万円</p> <p>(6)発行価額のうち資本金へ組み入れる額 1株につき金12,500円</p> <p>(7)発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 1株につき金12,500円</p> <p>(8)申込期日 平成21年10月30日</p> <p>(9)払込期日 平成21年12月8日</p> <p>(10)資金の用途</p> <p>財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。</p> <p>(11)その他重要な事項</p> <p>会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行う予定であります。</p> <p>2 重要な資本金及び準備金の減少</p> <p>当社は、平成21年10月30日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)目的</p> <p>第6種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。</p> <p>(2)資本金及び準備金の減少の方法</p> <p>会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続きによる。</p> <p>(3)減少する資本金の額 37,500百万円</p> <p>(4)減少する資本準備金の額 37,500百万円</p> <p>(5)減少する発行済株式数 なし</p> <p>(6)法定公告掲載日 平成21年11月6日</p>	

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月30日に以下の事項を決定した。

1. 重要な株式の発行
2. 重要な資本金の額及び資本準備金の減少

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
----------------	-------	-----	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
----------------	-------	-----	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
----------------	-------	-----	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

株式会社りそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月30日に以下の事項を決定した。

1. 重要な株式の発行
2. 重要な資本金の額及び資本準備金の減少

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月26日
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 檜垣誠司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス東京本社 (東京都千代田区大手町一丁目1番2号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第9期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。